

役員利益相反防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（以下「この法人」という。）の倫理規程に基づき、この法人の理事および監事並びに職員（以下「役職員」という。）の利益相反を適切に管理し、かつ利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「利益相反」とは、この法人の役職員が次の各号に掲げる取引（以下、「利益相反取引」という）を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人から、自己が役員を務める企業、団体等（以下「兼業先」という）との間で金銭（助成金を含む）若しくは便益の供与を得るまたは物品、サービス等を購入する取引、並びに各種供与を得るための申請手続きをする行為
- (4) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

第2章 兼業先の申告

(申告)

第3条 役職員は、この法人の理事または監事の就任時、職員の採用時に自己の兼業先の企業、団体名および役職名について、代表理事もしくは事務局に対し書面、電磁的方法又は口頭で申告するものとする。

(申告内容の変更申告)

第4条 役職員は、この法人の理事または監事の就任後、職員の採用後に新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな企業、団体名および役職名について、代表理事もしくは事務局に対し書面、電磁的方法又は口頭で申告するものとする。

2 前条にて申告した兼業先の役員を退任した場合も、前項と同様に申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事会は、申告内容を精査した上でこの法人との間での利益相反の状況を確認する。

- 2 代表理事は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

第3章 利益相反行為の承認および報告

(利益相反行為の承認)

第6条 理事が利益相反取引をしようとする場合は、定款及び理事会運営規程に基づき理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の理事会での承認に際して、当該利益相反取引をしようとする理事は、その決議に加わることができない。

(利益相反行為の報告)

第7条 前条の利益相反取引をした理事は、前条の承認後新たに把握したその取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第4章 利益相反行為の管理

(理事会の責任)

第8条 理事会は利益相反管理の重要性を認識し、利益相反取引によってこの法人の利益が不当に害されることがないように防止するよう務めなければならない。

(監事による内部監査)

第9条 監事は、利益相反取引の有無や当該取引によるこの法人の利益が不当に害されていないかについて、定期的に検証を行うものとする。

- 2 監事は前項の検証の結果について、必要に応じて理事会または総会に報告するものとする。

第5章 その他

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和2年10月1日から施行する。